お客さま 各位

エイ・ワン少額短期保険株式会社 代表取締役 山口 啓輔

賃貸入居者総合保険の約款変更に関するご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊社保険商品のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2020年10月12日より賃貸入居者総合保険ハッピーワンの普通保険約款を一部変更しますのでご案内いたします。今回の変更点につきましては、下部をご参照ください。

敬具

記

【普通保険約款 変更点概要】

賃貸入居者総合保険のご解約は「書面による通知」が必須となっていたところ、法人契約の方など、一部の方を除き、退去した場合につき、ご契約者本人によるお電話等による要請にてご解約が可能となります。

【普通保険約款 変更点抜粋】

変更前

第30条(保険契約の解約)

保険契約者は、当会社に対する<u>書面による</u>通知をもって、保険契約を将来に向かって解約することができ、この解約通知をもって返還保険料の請求手続を兼ねることができます。

変更後

第30条(保険契約の解約)

保険契約者は、当会社に対する通知をもって、保険契約を将来に向かって解約することができ、この解約通知をもって返還保険料の請求手続を兼ねることができます。

以上